

川崎市公告第1453号

一般競争入札について次のとおり公告します。
令和7年10月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
中原消防署小田中出張所ほか4か所LED照明器具賃貸借契約
- (2) 履行場所
川崎市中原区上小田中3丁目7番1号ほか4か所
- (3) 履行期限
契約締結日から令和13年2月28日まで
- (4) 調達概要
本契約は、中原消防署小田中出張所ほか4か所の既設照明器具をLED照明器具に交換し、LED照明器具を賃貸借するものです。
なお、本契約は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、本事業には地域脱炭素移行・再エネ推進補助金が別途交付されます。（環境局に要確認）

2 一般競争入札参加資格

- 入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」ランク「A」または「B」で登録されている者。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所
川崎市川崎区南町20-7
消防局総合庁舎8階施設整備課
電話 044-223-2551（直通）
- (2) 配布・提出期間
令和7年10月30日から令和7年11月6日までの、午前9時から午後5時
（平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。）
- (3) 提出方法
持参
- (4) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書

4 資料の縦覧

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書様式が添付されている入札説明書は、3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.cit>)

y.kawasaki.jp/233300/index.html) において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和7年11月10日

ただし、令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 交付場所

3(1)に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

仕様に関する問い合わせは、次により質問書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所

3(1)の場所、又は電子メール(84sisetu@city.kawasaki.jp)にて提出。

(2) 受付期間

令和7年10月30日から令和7年11月14日までの、午前9時から午後5時
(平日の正午～午後1時まで及び土日祝日を除く。)

ただし、電子メールによる提出は受付期間終了まで24時間受け付けます。

(3) 回答日

令和7年11月19日に、本件の入札参加資格を有する全員に回答します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参してください。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書は入札件名が記載された封筒に入れ持参してください。郵送は認めません。

エ 入札金額は、消費税を含まない金額を記載してください。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(2) 入札方法等

補助対象施設について

ア 入札金額は、税抜きの総額で行います。ただし本事業には補助金（「賃貸借料総額」(税抜)の2/3)が別途交付されますので、補助金の金額を減算した金額を入札書に記載してください。なお「産業廃棄物処分費」及び「仕様書2－(3)－イ

のただし書きに該当する照明」は補助金の対象外です。

イ 入札金額の算出の詳細は次のとおりとします。

(ア) 月額の賃貸借料に賃貸月数である60か月を乗じた、「賃貸借料総額(税抜)」と「産業廃棄物処分費(税抜)」を算出します。

(イ) 「賃貸借料総額(税抜)」の中で「仕様書2-(3)-イのただし書きに該当する照明」がある場合、当該照明分を除いた「補助金算出用賃貸借料総額(税抜)」を算出します。

(ウ) 「補助金算出用賃貸借料総額(税抜)」から補助金額を減算します。

補助金額は、「補助金算出用賃貸借料総額(税抜き)」の2/3以内とし、60(ヶ月)で割り切れ、千円未満を切捨てた額です。

※60の倍数でかつ下三桁が0になる最小値は3,000であり、補助金は3,000円の倍数となります。

(エ) (ウ)の金額に「産業廃棄物処分費(税抜)」及び(イ)で減算した額を加算する。

(オ) (エ)の金額が入札金額となります。

ウ 入札書は同封する入札積算内訳書と合わせて提出してください。

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年11月21日 午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区南町20-7
消防局総合庁舎8階第1会議室

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、または金融機関もしくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、本市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、または取りやめる場合があります。
- (4) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
3 (1)に同じ。
- (6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額または削除があった場合は、この契約を変更または解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求できるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (7) 本契約については、本市がやむを得ない理由があると認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。
- (8) 入札前の現地調査はできません。
- (9) 仕様書（添付資料）別紙1「既設照明リスト」と別図1「図面 一式」にて既設照明数に差異がある場合、別紙1「既設照明リスト」の照明数を正として入札金額を算出してください。
- (10) 契約金額（入札金額）については、補助金が交付されることを前提に算出するものとします。なお補助金についてはLED照明器具設置完了後に交付するものとし、その詳細は川崎市地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要綱に示します。なお、交付には契約締結前に、事業者から市へ補助金の交付申請をし、決定の通知を受ける必要がありますので、必ず申請をおこなってください。